

令和6年度 東播磨地区福祉有償運送運営協議会 議事概要

日 時：令和7年1月15日（水） 14：00～15：00

場 所：播磨町役場3階BC会議室

出席者：委員18名（1名欠席）

オブザーバー：1名

市町職員：9名

更新事業所：1名

委員会次第

1. 開会

（1）委員紹介

今回の協議会は、委員18名中17名が出席。

「東播磨地区福祉有償運送運営協議会設置要綱」第8条第1項により、委員の過半数が出席しており、本会議が成立していることを報告した。

（2）会長の選出、副会長の指名

（3）傍聴者の確認

傍聴者希望者なし。

2. 議題

（1）運営協議会における協議の基準の改正について

幹事市町より改正の概要の説明を行い、改正案について承認された。

（2）福祉有償運送の必要性について

幹事市町より説明を行い、福祉有償の必要性があると判断された。

（3）既登録法人の報告について

幹事市町より概要説明を行った。

（委員）実績報告の事故が0となっているが、どのような事故を指すのか。

（幹事市）対物や対人などの事故であり、警察を呼んで処理する必要がある事故について報告していただいている。

（会長）事務局で把握している範囲で、事業所の申請時から変更があった点は。事業所から変更登録届等が適切に提出されているかの確認をした。

（明石市）特定非営利法人ピコタンで車両の入替えがあり、運輸管理部に届を提出しており、その報告を受けて、令和5年度の実績報告で結果報告も受けている。

（4）協議案件について

更新登録法人1件「社会福祉法人播磨町社会福祉協議会」について協議。

受付市町である播磨町より説明を行う。

利害関係のある2名の委員については、退席。

- (会長) 基準の項目を見ながら、協議会の協議の中で決定される点を中心に確認したい。基準の中でもあった複数乗車について、1回の輸送で複数乗車が運送者の判断で認められるようになった。何かこの点について補足があれば。
- (運輸管理部) 複数乗車が認められているのは透析や知的障害者など、車椅子を必要としない方に限定される。また、複数乗車を実施する場合、対価の設定を予め協議会で整える必要がある点に注意してもらいたい。
- (委員) 採用時に70歳を超えている運転者がおり、適性検査を受けていると思うが、その記録(結果)については。
- (幹事市) 適性検査は実施していると聞いているが、書類の提出は求めている。
- (委員) 他の地域の協議会では、適性検査の結果をもとにどのように指導しているかという意見が出た。高齢者の運転は事故も多いので、記録を提出するようにしてはどうか。
- (会長) その書類をそろえてもらうことは可能か。
- (幹事市) 事業所に書類がある。
- (会長) 後ほど、直接事業所に確認する。その他について問題はない。

【法人関係者入室】

- (委員) 採用時に70歳以上の運転者について、適性検査の結果と、結果をもとにどのように指導を行ったのか。
- (法人関係者) 検査の結果は、「動作タイミング」と「注意の配分」、「危険の感受性」が要注意であったため、事務局長同席のもと面談を実施し、話をした。ただ、その運転者は、法人内で別の事業所の運転をしていたため局長との面談のみで終わった。
- (委員) 一度その運者の横に乗車して、実際にどのような運転をしているのか確認した方がいいのでは。
- (法人関係者) すぐに実施したい。

【法人関係者退室】

- (会長) 運転者の件については、すぐに法人が対応することなので、付帯条件にするまでは必要ないかと思う。
運営協議会にて協議が整ったものとして認める。

退出していた2名の委員の入室

3. その他
なし

閉会

令和7年度の幹事市町は明石市とする。